久留米市介護サービス事故に係る報告要領

１　趣旨

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者が保険者に対して行う事故報告については、この要領に基づき、適切に取り扱うものとする。

２　サービスの種類

事業所又は施設のサービスの種類については､次のとおりとする(介護予防サービス及び共生型サービスを含む。)。

(1) 訪問系サービス	指定訪問介護、指定身体援助訪問サービス、指定元気援助訪問サービス、指定生活援助訪問サービス、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導
(2) 通所系サービス	指定通所介護（指定通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスを含む。)、指定介護予防通所サービス、指定元気向上通所サービス、指定通所リハビリテーション
(3) 居住系サービス	指定特定施設入居者生活介護
(4) 短期入所系サービス	指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護
(5) 施設サービス	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(6) 地域密着型サービス	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護（指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含む。)、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービスを含む。)、指定療養通所介護（指定療養通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定療養通所介護以外のサービスを含む。)
(7) その他	指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売

３　報告の範囲

９の根拠法令等に掲げる各サービスの基準における利用者又は入所者（以下「利用者」と総称する。）に対する各サービスの提供により事故が発生した場合については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

(1) 利用者が事業所又は施設（以下「事業所」と総称する。）内にいる間に起こったもの

(2) 利用者の送迎中に起こったもの

(3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

４　報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）

※　「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預り金の紛失や横領などをいう。

(2) 報告すべき事故における留意点

① 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。

② けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。なお、報告すべきか不明の場合は、保険者に問い合わせること。

③ 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、保険者への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

＜報告要件＞

イ　同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が１週間以内に２人以上発症した場合

ロ　同一の有症者等が 10 人以上又は全利用者の半数以上発症した場合

ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

④ 従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

（注）事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

５　報告の時期等

所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。また、併せて居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。

報告は、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により、保険者に対し、事故の概要について報告すること。報告に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 利用者の事故について、事業所所在地の保険者と当該利用者の保険者双方に報告すること。

(2) 報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。

６　報告すべき内容

(1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
(2) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類
(3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、保険者、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
(4) 事故の概要(事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等)
(5) 事故発生・発見時の対応(対応状況、受診方法、受診先、診断結果等)
(6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）
(7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
(8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止先の評価時期および結果等）

７　保険者に対する事故報告の様式

別に保険者が定める事故報告書の様式がある場合はそれによることとし、基本的に上記６の項目を満たす必要がある。

事故報告書の様式の標準例は、別紙のとおりとする。

保険者への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。

また、事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を１通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目３「対象者」及び５「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

８　記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後２年間は保存すること。ただし、保険者の条例が適用される場合において、異なる期間を定めるときは、その期間とすること。

９　根拠法令等

(1) 居宅サービス及び施設サービス
① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 37 条（それぞれ第 39 条の３、第 43 条、第 54 条、第 58 条、第 74 条、第 83 条、第 91 条、第 119 条、第 140 条（第 140 条の 13 で準用する場合を含む。）、第 140 条の 15、第 140 条の 32、第 155 条（第 155 条の 12 で準用する場合を含む。）、第 192 条、第 192 条の 12、第 206 条、第 216 条で準用する場合を含む。）、第 104 条の 3（それぞれ第 105 条の３、第 109 条で準用する場合を含む。）
② 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 35 条（第 49 条で準用する場合を含む。）
③ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 36 条（第 50 条で準用する場合を含む。）
④ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 40 条
⑤ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 53 条の 10（それぞれ第 61 条、第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条（第 159 条で準用する場合を含む。）、第 166 条、第 185 条、第 195 条（第 210 条で準用する場合を含む。）、第 245 条、第 262 条、第 280 条、第 289 条で準用する場合を含む。）

(2) 地域密着型サービス

① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 38（それぞれ第 18 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条、第 182 条で準用する場合を含む。）、第 35 条（それぞれ第 37 条の３、第 40 条の 16、第 61 条で準用する場合を含む。）、第 155 条（第 169 条で準用する場合を含む。）

② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 37 条（それぞれ第 64 条、第 85 条で準用する場合を含む。）

(3) 居宅介護支援及び介護予防支援

① 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 27 条

② 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 26 条

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第 39 条

② 久留米市指定元気援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定元気援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第 39 条

③ 久留米市指定生活援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第 39 条

④ 久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第 38 条

⑤ 久留米市指定元気向上通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定元気向上通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第 38 条

附　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。